

連携協定を活用した観光振興プロモーション業務

企画提案審査要領

令和 8 年 4 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「連携協定を活用した観光振興プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものであること。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものであること。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、資料1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、下記4に定める審査基準に基づき、審査を行うものであること。

2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画提案書等に基づいて行うものであること。
- (2) コンペ参加者が4者を超える場合には、審査委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、審査委員会において、企画提案書等に基づく審査を行うものであること。

なお、コンペ参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。

- (3) 審査委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものであること。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。

- (4) コンペ参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

【採点基準】

	20点の項目	10点の項目
非常に優れている	20	10
優れている	16	8
問題はない（中位点）	<u>12</u>	<u>6</u>
やや問題がある（一部修正が必要）	8	4
問題がある（大幅な修正が必要）	4	2
採用できない	0	0

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知すること。

なお、結果通知後、審査経過に関する質問には回答しない。

4 審査基準及び配点

審査項目、審査観点及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
企画提案 内容等	目的適合性 業務理解度 取組意欲	・本業務の趣旨を十分に理解し、方針・目標が的確であり、創意工夫が盛り込まれた提案であるか。 ・仕様書に沿った具体的かつ実現性の高い提案であるか。	10	10
	スタンプラリー の実施	・本県の周遊・滞在型観光の促進及び交流人口の増加を十分に図ることができる内容となっているか。	10	70
		・特に、沿岸地域及び県北地域への周遊を促進する工夫が盛り込まれた提案となっているか。	20	
		・スタンプラリーへの参加意欲を高める魅力的かつ訴求力のある台紙及び景品の設定となっているか。	10	
		・スタンプの管理や実施マニュアルの整備、関係者への事前説明及び問合せ対応等、適正かつ円滑に実施できる体制となっているか。	10	
	プロモーション の実施	・特設 WEB サイト等の制作物は、いわて応援ポケモン「イシツブテ」を活用し、企画への参加意欲を高める内容となっているか。 ・誰が見てもスタンプラリーの詳細が分かりやすいような工夫がなされているか。	10	
		・県内外に十分周知ができ、集客効果の高い広報についての具体的な提案があるか。	10	
業務 遂行能力	スケジュール 及び 業務実施体制	・契約締結から業務完了までのスケジュールに、およそ必要な項目や業務が網羅され、無理のない、効率的に実行できる内容で示されているか。 ・県や隣県、関係者との打合せや連絡調整等に適切に対応し、提案内容を確実に履行できる能力・執行体制となっているか。	10	20
	費用積算内訳	見積金額が予算額の範囲内で、積算に係る単価や経費が妥当なもので、企画提案の内容と整合性が取れているか。	10	
合計				100